

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

一般競争入札公告に示すとおり。

2 入札執行の日時及び場所

一般競争入札公告に示すとおり。

3 入札保証金

別紙「入札保証金について」参照

4 入札

入札者は、県立埋蔵文化財センターが示す入札書及び必要に応じて委任状を書面により直接持参して提出すること。

(1) 入札参加者は、入札執行に先立ち入札保証金の確認を受けること。

(2) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を持参すること。

(3) 入札書の記載事項を訂正した場合は、訂正部分を二重線で消し押印すること。なお、入札金額を訂正した入札書を使用した場合は、無効とする。

(4) 入札者は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず当該入札書の書換、引換又は取消しをすることはできない。

(5) 入札金額は、算用数字を用いて丁寧に記入し、頭に¥マークを表示すること。

(6) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの金額を入札書に記載すること。

(7) 入札者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 入札者は、入札書の記入の際、消せるボールペン、鉛筆などの容易に消すことができる筆記用具を用いないこと。

5 再度入札

開札した場合において、落札者の無い場合には直ちに再度入札を行う。入札は再度入札も含めて3回までとする。ただし、下記6の無効の入札をした者（(6)・(7)を除く）の再度の入札への参加を認めない。再度入札に付しても落札者の無いときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格提示者との随意契約ができるものとする。

6 入札の無効

次に該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格の無い者のした入札

- (2) 入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (4) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (5) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (8) 入札条件に違反した入札
- (9) 連合その他不正の行為があった入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

7 最低制限価格について

本入札では沖縄県財務規則第 129 条に基づき、最低制限価格を設定する。この価格を下回る価格の入札については失格とする。

8 落札者の決定方法

- (1) 落札決定にあたっては、入札書を提出した者のうち、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札が無効であるときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で入札を行った次順位の者を落札者としてすることができる。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじによる落札決定を行う。このとき、当該入札者でくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引くものとする。

9 契約書

作成する。

10 契約保証金

沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 101 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。但し、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその証書を提出する場合。
 - (2) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ※令和 6 年 9 月 28 日以降の日に契約履行実績があること。